

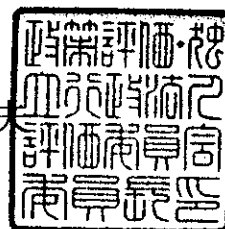
政 委 第 29 号
平成 16 年 12 月 10 日

内閣府独立行政法人評価委員会

委員長 大 森 彌 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会

委員長 村 松 岐 夫



平成 15 年度における内閣府所管独立行政法人の業務の実績
に関する評価の結果についての意見について

当委員会は、平成 16 年 8 月 30 日付をもって貴委員会から通知のあった「内閣府所管「独立行政法人国立公文書館」の平成 15 年度における業務の実績に関する評価結果について」、「内閣府所管「独立行政法人国民生活センター」の平成 15 事業年度における業務の実績に関する評価結果について（通知）」、「内閣府所管「独立行政法人北方領土問題対策協会」の平成 15 年度における業務の実績に関する評価結果について」及び「独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構の平成 15 事業年度における業務の実績に関する評価結果について（通知）」に関して、別紙のとおり意見を取りまとめましたので、よろしくお取り計らい願います。

独立行政法人が設立されて以来、今回で 3 回目の年度評価となりますが、今般、特殊法人等改革の一環として、昨年 10 月以降に設立された独立行政法人についても新たに評価の対象とされたところです。これらの法人については、今後、定期的な評価等を通じ、従前、特殊法人等として抱えていた問

題点等を克服することが要請されており、独立行政法人評価の役割が一層重要なものとなります。

当委員会としては、貴委員会から通知された評価結果について、政府全体の評価の厳格性、信頼性が確保されるよう、「平成13年度における独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果についての第2次意見」（平成14年12月26日政策評価・独立行政法人評価委員会、以下「2次意見」という。）に加え、特殊法人等から移行した独立行政法人を念頭に置きつつ、独立行政法人の業務類型別に、事務・事業の統廃合の視点や、コストの削減状況、公共事業等の適正な執行確保についての評価指標等を指摘した「評価における関心事項」（平成16年6月30日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会）を踏まえ、二次的、横断的な評価を行い、必要な意見を取りまとめました。また、来年度に中期目標期間終了時の見直しが予定されている法人については、来年度の見直しにつながる主要な論点について評価が的確に行われる観点から意見を取りまとめました。本意見について、その具体化が着実に図られることを要望します。

今後、貴委員会におかれては、独立行政法人評価に対する国民の期待に応えられるよう、その厳格性・信頼性の向上に向けて、当委員会が示した「2次意見」や「評価における関心事項」の活用、貴委員会の評価結果及びそれに対する当委員会の意見についてのフォローアップを適切に行うとともに、中期目標期間終了時の見直しを視野に入れた評価が行われることを要望します。

また、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」（平成16年6月4日閣議決定）に基づき、平成16年中に結論を得ることとされた前倒し見直し対象独立行政法人については、主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性の指摘に重点を置いたところではありますが、今後は本意見中の「所管法人共通」の意見を踏まえた評価が行われるようお願いいたします。

平成15年度における内閣府所管独立行政法人の業務の実績
に関する評価の結果についての意見

【独立行政法人国民生活センター】

以下の点を踏まえつつ、内閣府独立行政法人評価委員会の評価結果が活用され、中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう図っていく必要がある。

- ・ 「消費者トラブルメール箱」については、中期目標において年平均3,500件を上回る情報を収集するとされているが、平成15年度（下半期）は、激増した架空請求に関する情報を中心に、目標を大幅に超えて収集（2,328件。年換算4,656件）されていることから、今後、実績の経年推移を把握するなどして、目標が評価尺度として機能しているか評価すべきである。
- ・ 「くらしの豆知識」等の出版物やテレビ番組による情報提供、地方公共団体の職員などに対する研修については、購読者や受講者を対象とした満足度のアンケート調査の母集団、標本数、標本抽出方法、調査方法、回収数等の客観性の評価に際して、内閣府独立行政法人評価委員会において、「サンプルの取り方やアンケートの回収率に差異が見られることについて、留意する必要がある」、「アンケートの対象者がいわゆる一般人から消費生活相談員までと幅広く、その評価を一律に扱いうるかどうかを検討されるべきである」旨の指摘が行われている。当該委員会の評価機能を発揮させる観点から、このような取組が引き続き推進されるべきである。

【独立行政法人北方領土問題対策協会】

以下の点を踏まえつつ、内閣府独立行政法人評価委員会の評価結果が活用され、中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう図っていく必要がある。

- ・ 北方領土返還要求運動に係る全国大会、県民大会等の啓発活動に対する支援業務の一環として民間団体に経費の助成が行われているが、助成事業に係る助成条件、審査状況、助成先ごとの助成額等については、業務実績報告書、評価書等においても明確にされておらず、評価が行われていない。今後、啓発活動の支援業務の評価に当たっては、助成事業に係るこれらの状況を把握した上で助成事業の妥当性等にも着目した評価を行うべきである。

【独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構】

以下の点を踏まえつつ、内閣府独立行政法人評価委員会の評価結果が活用され、中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう図っていく必要がある。

- ・ 駐留軍等労働者労務管理等事務については、当該業務の実施状況の分析を踏まえ、中期目標期間の終了時の検討を視野に入れ、支部組織の統廃合による効率化を含め、どのように取り扱われるべきかが明確になるような評価を行うべきである。

【所管法人共通】

- ・ 平成 17 年度末で中期目標期間が終了する法人のうち、16 年の中に見直しの結論を得る法人以外の特定独立行政法人については、「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて」（平成 15 年 8 月 1 日閣議決定）を踏まえ、中期目標期間の終了時の検討を視野に入れ、業務の実施状況を分析し、特定独立行政法人以外の独立行政法人への移行についてどのように取り扱われるべきかが明確になるような評価を行うべきである。
- ・ 財務内容の改善に関する評価において、予算、収支計画及び資金計画と実績の対比による評価が行われていない独立行政法人が見受けられるので、このような法人については、計画と実績の対比、運営費交付金の執行状況と残高内容、当期損益と欠損状

況、目的積立金の状況などを評価書、事業報告書等に明記した上で評価を行うべきである。

- ・ 平成 15 年 10 月に特殊法人等から移行した独立行政法人の中には、役員の報酬等や職員の給与水準が国家公務員の給与水準等と比べ高い法人も見受けられるので、財務内容に関する分析・評価を行う場合は、「独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与水準の公表方法等について（ガイドライン）」（平成 15 年 9 月 9 日付け総務大臣通知）に則って 16 年 7 月に公表された各法人の給与水準のデータ等を活用し、当該法人の給与水準等が業務等に見合うものであるかどうかを把握した上で評価を行うべきである。